

平成23年度税制改正大綱

～贈与税～

平成23年税制改正大綱が、政府の閣議決定をへて平成22年12月16日に公表されました。

その改正内容のうち、贈与税の改正の概要についてお知らせいたします。

贈与税の見直し

贈与税の最高税率が50%から55%に引き上げられ、税率構造は6段階から8段階とされます。

また、生前贈与による子や孫への財産移転を促進するため、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率が緩和されます。

1. 贈与税の税率構造

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次の見直しが行われます。

(1) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

< 現行 >

	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
1,000万円超の金額	50%

< 改正案 >

	税率
200万円以下の金額	10%
400万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	30%
1,500万円以下の金額	40%
3,000万円以下の金額	45%
4,500万円以下の金額	50%
4,500万円超の金額	55%

この改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(2) 上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

< 現行 >

	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
1,000万円超の金額	50%

< 改正案 >

	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
1,500万円以下の金額	45%
3,000万円以下の金額	50%
3,000万円超の金額	55%

この改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

2. 相続時精算課税制度の適用要件

相続時精算課税制度の適用要件について次の見直しが行われます。

(1) 受贈者の範囲

受贈者の範囲に、**20歳以上である孫**(現行推定相続人のみ) が追加されます。

(2) 贈与者の年齢要件

贈与者の年齢要件が**60歳以上**(現行65歳以上) に引き下げられます。

この改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。